

財産形成住宅預金

水沢信用金庫

平成24年7月1日現在

1.商品名(愛称)	・財産形成住宅預金(財形住宅預金)〈期日指定定期預金、複利型〉
2.販売対象	・財形貯蓄取扱契約先企業の勤労者で満55歳未満の方 ・お一人様1契約で、1金融機関に限ります。
3.期間等 (1)期間 (2)預金種類 (3)取りまとめ継続方法	・積立期間5年以上です(年1回以上の預入れが必要です)。 ・この預金は、一口の期日指定定期預金(複利型)としてお預りします。 ・この預金は、口座開設日から1年ごとの応答日を「特定日」とします。特定日において預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額を取りまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・給与または賞与からの天引き預入れ ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・この預金の元利金全部の支払は、法令で定める一定の要件を満たす持家としての住宅取得(増改築も含む)のための対価に充てるときに支払います。この場合には住宅取得(増改築も含む)の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに法令で定められている所定の確認書類を提出していただきます。 ・この預金の一部を、法令で定める一定の要件を満たす持家としての住宅取得(増改築も含む)のための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。この場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに法令で定められている所定の書類の写しを提出していただきます。またこの場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをしていただきます。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・この預金の利息は、預入金額ごとに、その預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当金庫所定の利率によって計算します。 ・個別の定期預金ごとに、満期時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算となります。
7.税金	・財形住宅預金・財形年金預金と合算で、550万円を限度として非課税とすることができます。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の取扱い	・預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、別表の⑧の預入期間に応じた期限前解約利率によって1年複利の方法により計算します。 ・住宅取得等のための対価以外(預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除く。)で払戻される場合(一部払出し後の残高について所定の期間経過後の払戻も含む。)は、利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%(国税15%、地方税5%)の税率により計算した税額を徴求します。 (平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。)

11.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記 総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して、1,000万円までとその利息が保護されます。)